



浜松医科大学開学四十周年記念誌

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2015-12-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 開学四十周年記念誌編集専門委員会 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10271/2800

2. 大学院医学系研究科

(1) 博士課程

1 博士課程の設置

本学がその目的及び使命を達成し、国民の期待に応えるために、学部教育の上に、医学の基礎を研究し、その成果を臨床に応用し、また将来の医学研究の指導者を育成するための大学院医学系研究科博士課程が昭和 55 年 4 月 1 日付けで設置された。

また、平成 11 年 4 月 1 日付けで修士課程（看護学専攻）設置に伴い大学院医学系研究科に名称変更した。

その後、中央教育審議会答申「新時代の大学教育」（平成 17 年 9 月 5 日）の「専攻や分野を超えて、研究者養成と優れた研究能力等を備えた臨床医の養成及びそれぞれの目的に応じた教育課程を設けて学生に選択させることが適当」及び中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育」（平成 23 年 1 月 31 日）の「複数の教員による研究指導体制の確保」という提言を踏まえ、平成 24 年度からこれまでの 4 専攻（光先端医学、高次機能医学、病態医学、予防・防御医学）から 1 専攻（医学専攻）に改組を行った。

2 博士課程の目的

大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）は、国際的にリーダーシップを発揮できる基礎医学研究者と臨床研究医を養成することを目的としている。

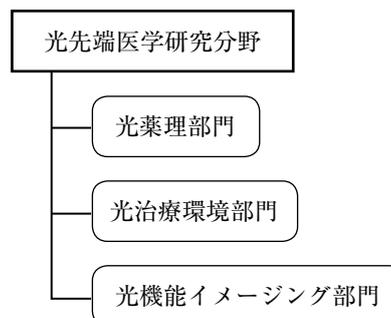
即ち、光先端医学を中心に幅広い専門分野の授業科目を履修することを基礎に、基礎研究者を目指す学生には高度の専門的知識と技術を身につけ、独創的な先端研究が遂行できる能力を養成する。

また、臨床研究医を目指す学生には、臨床研究を更に推進することができるような研究マインドを持ち、臨床の現場で広く求められる応用力を養成する。

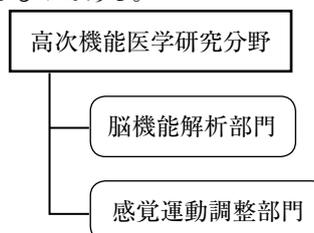
3 博士課程の概要

大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）は、1

専攻（医学専攻）、4 研究分野（光先端医学研究分野、高次機能医学研究分野、病態医学研究分野、予防・防御医学研究分野）、11 部門（光薬理部門、光治療環境部門、光機能イメージング部門、脳機能解析部門、感覚運動調整部門、分子腫瘍部門、組織再生部門、器官病態部門、感染免疫部門、予防医学部門、機器管理情報医学部門）により編成されている。



光は細胞や組織と相互作用し、その状態に関して様々な情報をもたらす。従って、光学研究手法は極めて多岐にわたり、医学の広範な領域において有用な手段となっている。本研究分野では、光を用いた測定手段やイメージングの手法を最大限に活用し、また、光を生体に作用させることによって医学上の重要課題を解決し、基礎医学の発展を図ると共に、臨床に役立つ診断、治療、予防に関する研究を進めようとするものである。



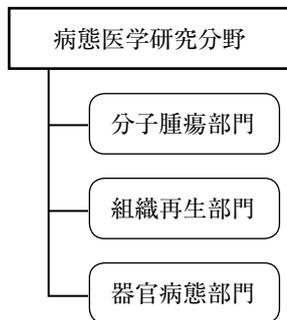
生体の有機的な活動のためには、神経系、感覚器系等の高次調節機能の統合のとれた働きが必要である。

近年、分子生物的手法及び遺伝子解析の進歩により、従来他領域に比べて遅れがちであった神経・感覚器領域の疾患の病因が次々と明らかになっている。その意味ではまさに豊富な潜在性を持つ領域と言える。

本研究分野では、1) 神経系、感覚器系の正常機能の基礎的解析、2) 神経系、感覚器系の正常な機能の破綻で生じる疾患群の病因解析を行い、その効果的治療法の開発を目指す。

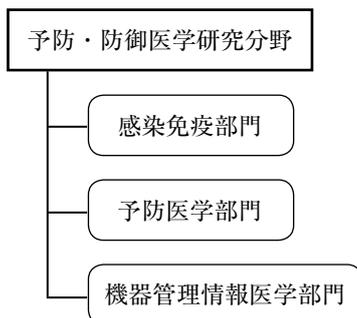
現在、これらの分野においても、解析の方法論は

多岐に渡っており、本研究分野においても、様々な方法論を持つ研究者が集うことにより、学際的で効果的な研究を推進することができる体制となっている。



生体は受精卵という1個の細胞が分裂を繰り返しながら多細胞となり、各領域が相互に影響をおよぼしながら、各器官が形成される。各臓器とも、その組織に運命づけられた組織特異的な幹細胞が存在し、その幹細胞を維持しつつ、大多数のその臓器に特有な分化細胞を作り、多細胞からなる組織を構成している。また、分化した細胞には寿命があり、古い細胞は新しい細胞に絶えず置き換わっている。しかし、生体が年齢を経るにつれて、各器官の恒常性や細胞秩序に破綻が見られるようになる。

本研究分野では、生命の基本である細胞の増殖と分化の制御機構や、多種類の細胞から構成される各器官の細胞社会の成立機構を、分子レベル、細胞レベル、器官培養レベル、個体レベルから解明すると共に、各器官特有な病態の解明を行い、これらの成果をヒトの疾病の治療に応用できるようにする医学研究を目指す。



生体防御は、生物が体外からの侵襲のみならず体内に起因する異変に対して、自己防御し恒常性を維持するシステムであり、「適者生存」の原則に従ってこのシステムは複雑に発達してきた。前者の侵襲としては感染、外傷、熱傷などが、後者のそれには腫瘍、血行障害などが挙げられる、本研究分野ではこれらに対する防御機構のみならず、これら自身の

病態、更には防御機構の破綻による疾患の病態を分子生物学的、生化学的、細胞生物学的、あるいは発生工学的手法を駆使して解明し、疾病の診断法、治療法、予防法を開発することを目的とします。更に、個体の遺伝子情報に基づいた疾患の一次予防、テラーメイド医療についての研究、生活習慣病の危険因子の疫学調査研究、地域社会における健康増進の予防医学研究も進めていく。

4 入学者

大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）への入学者数は、開設初年度からこれまで（平成25年度現在）の33年間に男子737人、女子216人、計953人である。

5 学位授与

(1) 学位授与

大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）の修了の要件は、本学学則及び履修規程の定めるところにより、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとするとしている。

また、学位授与に関して必要な事項は学位規程に定められている。

(2) 学位論文

大学院生の研究達成度の直接的な成果としては、学位論文がある。本学の学位論文は大学院博士課程教授会において適当と認める内外の学会誌等に印刷公表された論文あるいは印刷公表が受理された論文に限り審査対象とする。

(3) 学位授与の実績

① 課程修了による学位授与

大学院設置後これまで（平成25年度現在）の課程修了による学位を得た者は、683人である。

和 欧 別	和 文	57
	欧 文	626
計		683

② 論文提出による学位授与

大学院に在籍することなく、または大学院を中途退学等した者が論文の提出によって学位を得た者は、512人である。

和 欧 別	和 文	83
	欧 文	429
計		512

6 教育

(1) 教育目標

大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）では、次の教育目標を設定し、基礎医学研究者及び臨床研究医を養成している。

- ① 研究者としての倫理と誠実な人間性を養う。
- ② 国際的な視野を持ち、豊かな知性と教養を身につける。
- ③ 問題発見能力を身につける。
- ④ 医学・医療に関する高度の専門的知識と技術に基づく問題解決能力を身につける。
- ⑤ 学術論文の作成能力を身につける。
- ⑥ 生涯にわたり自立して学問を探究する姿勢を養う。

(2) カリキュラム・ポリシー

大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）では、「研究者コース」と「臨床研究者コース」を設け、教育課程を選択必修とする。

- ① 研究指導教員以外に副指導教員を置く。「研究者コース」の大学院生は臨床医学系の教員を、「臨床研究者コース」の大学院生は基礎医学系の教員を副指導教員として置くことを推奨する。
- ② 開設科目は修得すべき必要な最低限の単位数とし、複数の一連の科目を体系的に受講することによって、特定の研究領域に関する知識を修得できる。また、一方、複数の関連科目を横断的に受講することによって、幅広い専門知識を修得する。
- ③ 開設科目の選択は、研究指導を受ける各研究分野や関連領域・分野について、指導教員と相談して決定する。
- ④ 「研究者コース」では、「先端基礎医学特論」を必修とする。これは、分野を超えて幅広い領域の基礎的学識を修得することを目的とし

ている。また、英語で講義を行うことにより、国際的に高い水準の研究者を養成するための学識を併せて修得する。

また、研究者としての基本的な素養を身につける観点から、遺伝子実験法、蛋白質研究法、細胞工学実験法、医学統計学等の科目を選択必修科目として履修し、医学研究の遂行に必要な基礎的知識を修得する。

- ⑤ 「臨床研究者コース」では、先端医学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（このうち2科目）を必修とする。これは、「研究者コース」における「先端基礎医学特論」と同様に分野を超えて幅広い領域の基礎的学識を修得することを目的としている。また、臨床医学に関する研究マインドの要請に必要な能力を涵養するため、「医療倫理学」、「遺伝子医療と再生医療」を必修とする。
- ⑥ 発表者が紹介論文の著者に代わって発想から結論までの理論と実験根拠を示し、参加者全員がこれに対して批判し、質問するという実践的な場としてセミナーを開講し、選択必修とする。これにより、セミナーを国際的に高い水準の研究活動に接する場として位置づけ、国際的にリーダーシップを発揮できる独創的な先端医学の研究者を養成する。
- ⑦ 専門分野の認定資格（専門医）の取得に必要な診療活動を行うことに対して「実習科目」を開講し、選択科目とする。これにより、臨床の現場で広く求められる応用力を備えた臨床医の養成を図る。
- ⑧ 近隣の医療機関と協定を締結し、近隣の医療機関と協賛して大学院生の教育及び研究指導を行う。

(3) ディプロマ・ポリシー

大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）は、国際的なリーダーシップと高い倫理観を兼ね備えた、独創的な先端研究を実践する基礎医学研究者または科学的思考力と研究マインドを持つ高度専門医療者を養成する。

このため、修了時まで以下を備えた学生に学位を授与する。

① 生涯学習能力

最新の高度先進医療の医学知識・技能を習得するととどまらず、自己評価能力を身につけ、生涯に亘ってこれらを学習する習慣。

② 態度

高い研究能力を持って、国内外の社会の様々な分野で中核的人材としてグローバルに活躍できる、豊かな人間性、コミュニケーション能力、情報収集能力及びプレゼンテーション能力をはじめとする情報発信能力。

③ 研究心

多様なキャリアパスの提示により、海外留学、大学、国公立研究所、製薬メーカー等の民間企業で研究を推進することや、病院及び保健所などの臨床現場や医療行政職等で中核的リーダーとなるための研究心。

④ 国際性

国際性を身に付け、これからの国際競争に競り勝つような力量。

⑥ 地域貢献

即戦力になる高度専門医療者としてのキャリア向上により、各種専門医を取得する等の専門技能能力。

(4) 大学院特別講演

大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）では、学外講師による大学院特別講演を毎年度5回程度実施している。

(5) 副指導教員

大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）では、指導教員は、原則として1年次または2年次に少なくとも1年間程度研究等に関する基本的事項を習得させるため、すべての大学院生に副指導教員を置くこととしている。

この副指導教員は、原則として基礎系の大学院生は臨床医学系の教員、臨床系の大学院生は基礎医学系の教員とし、指導教員の申請または大学院博士部会の推薦によるものとしている。

(6) 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例

在職しながら修学を希望する学生に対し、大学院設置基準第14条では「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨規定されており、社会人の修学に特別な措置を行うことができるよう配慮されている。

このことを受けて、本学においても医療並びに医学関連分野で活躍している社会人に高度の医学研究能力を身に付ける機会を与えるために、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例に基づく昼夜開講制による授業を、平成15年度より実施している。

教育方法の特例を受けようとする学生は、指導教員と相談のうえ申請することにより、授業及び研究指導を夜間や特定の期間又は時期に受講することができる。

7 学生支援

(1) ティーチング・アシスタント制度

本学大学院博士課程の優秀な学生に対し、教育的配慮のもとに教育的補助業務を行わせ、大学院教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善に資することを目的として平成4年度より開始された。

(2) リサーチ・アシスタント制度

本学大学院博士課程の優秀な学生に対し、本学が行う研究プロジェクト等に研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的として平成8年度より開始された。リサーチ・アシスタントには手当が支給され、大学院学生の処遇の改善の一助に資している。

8 運営組織

本学の教育研究に関する重要事項は、教育研究評議会で決定するが、大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）の教育研究に関する事項の実質審議は、大学院博士課程教授会において行われる。

また、大学院博士課程教授会に特定の事項を調査又は検討する機関として大学院博士課程部会を設置している。

(1) 教育研究評議会

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、附属図書館長、保健管理センター長、メディカルフォトニクス研究センター長、動物実験施設長、実験実習機器センター長及び学長が指名する職員 若干名

をもって構成し、次の事項を審議している。

- ① 中期目標についての意見に関する事項（本学の経営に関するものを除く。）
- ② 中期計画及び年度計画に関する事項（本学の経営に関するものを除く。）
- ③ 学則（本学の経営に関するものを除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ④ 教員の人事に関する事項
- ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位授与に関する方針に係る事項
- ⑧ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑨ その他本学の教育研究に関する重要事項

(2) 大学院博士課程教授会

大学院博士課程教授会は、学長及び大学院医学系研究科博士課程の担当教授をもって組織し、博士課程に関する次の事項を審議している。

- ① 授業科目、試験、単位認定その他教育方法に関する事項
- ② 入学、退学、休学、復学、懲戒その他学生の身分に関する事項
- ③ 学生支援に関する事項
- ④ 課程修了及び学位授与に関する事項
- ⑤ その他大学院の教育研究に関する事項
- ⑥ 教育研究評議会から付託された事項

(3) 大学院博士課程部会

大学院博士課程部会は、理事（教育・国際交流担当）、原則として各分野から2名ずつ選出された大学院担当の教授（准教授を含む。）8名、事務局次長（教育・国際交流担当）及び学務課長をもって組織し、次の事項について学長の諮問に答えるとともに、その執行を行う機関である。

- ① 教育課程の編成及び授業に関すること。
- ② 学生の修学指導に関すること。
- ③ 入学、退学、休学、復学、懲戒等学生の身分に関すること。
- ④ 学生の支援に関すること。
- ⑤ 学位の授与に関すること。

- ⑥ その他大学院に関すること。

9 総括と展望

本大学院医学系研究科在学者及び修了者が、学内外において診療・教育・研究の各分野で大きな貢献を果たしていることは明白である。既修了者のうち、8人が教授、12人が准教授、17人が講師として本学発展の核となって、教育・研究・診療に従事しており（平成25年度における実績）、大学院の果たす役割は今後ますます大きくなるものと思われる。

(2) 修士課程

1 修士課程の設置

医療技術の高度化、人口の高齢化に伴う社会的ニーズの増大及び生活の質を重視する価値観の広がりなどから、人々は質の高いケアに関心を示すようになり、こうした社会のニーズに応え、看護の質を高めるために学部教育の上に更に高度の専門性と実践能力を備えた職業人を育成するための大学院教育として、大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）が平成11年4月1日付けで設置された。

2 修士課程の目的

大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）では、これまでに修得した専門的知識・技術を基盤に科学的思考力、問題解決力、創造性と基礎的な研究能力を養い、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成する。

3 専攻の特色

大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）では、学士課程で修得した専門知識・技術を基盤に、広い視野にたって看護学の専攻分野における学識を深め、科学的思考力・問題解決力・創造性と基礎的な研究能力を養い、看護専門職の指導者・教育者に必要な高度の看護実践能力と倫理観・人間性を養うことを目指している。

看護の専門分野として、基礎看護学、成人・老人看護学、母子看護学、地域・精神看護学の4つの分野を対象としている。

なお、平成16年度よりCNS（専門看護師教育課程）コースに対応したカリキュラムを導入し、これに伴い授業科目、講義等の内容及び単位数について変更されている。

4 入学試験

(1) 入学者選抜の方法

本専攻の入学者選抜については、平成11年度開設当初から、社会人特別選抜（専門科目を免除し、小論文を課す。）を実施している。また、平成11年

の学校教育施行規則の改正に伴い、平成13年度から、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者に対して入学資格を認めている。

(2) 入学者

大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）への入学者数は開設初年度から現在（平成25年度現在）までの14年間に243人が入学しており、その内訳は次のとおりである。

入 学 者		243
男女別	男	24
	女	219
一 般 選 抜*		63
社会人特別選抜		176
私費外国人特別選抜		2

*印は、転入学（1人）を含む。

5 学位授与

(1) 学位授与

大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の修了の要件は、本学学則及び履修規程の定めるところにより、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとするとしている。

また、学位授与に関して必要な事項は学位規程に定められている。

(2) 学位授与の実績

本学大学院修士課程では、大学院開設以来これまで（平成25年度）に185名が課程を修了し学位を授与した。

6 教育

(1) 教育目標

大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）では、次の教育目標を設定し、高度専門職業人、教育者及び研究者を養成している。

- ① 特定の専門分野での看護実践の場における研究活動を通じて、高度な専門的知識と技術の向上・開発を図る能力を修得する。
- ② 看護学教育と実践活動の場において、専門性の高い教育的機能を果たす能力を修得する。
- ③ 看護実践を通じて、専門性と倫理観に基づくケアの提供と研究を行える能力を修得する。
- ④ 看護の専門領域に関わる新しい課題にチャレンジできる高度な能力を修得する。
- ⑤ 文化的、社会的背景を考慮して健康問題を捉え、国内外で活躍できる高度な能力を修得する。

(2) カリキュラム・ポリシー

＜教育の内容・方法＞

- ① 修士論文コースでは、看護学に関する基本的な知識、健康科学に関する専門的な知識を土台とし、その上に基礎看護学、成人・老人看護学、母子看護学、地域・精神看護学の四つの専門分野に分かれる。それぞれの分野における高度な知識と研究能力を育成できるように授業科目を設けている。
- ② 高度看護実践コースでは、CNS 専門看護師教育課程コースのクリティカルケア看護（急性・重症患者看護）に関する高度な知識と実践を習得できるように授業科目を設けている。

＜履修指導、研究指導の方法＞

高度な知識・技術の取得や研究方法を学ぶために、指導教員が直接、履修や研究の指導を行い、必要と認められた場合には副指導教員も配置する。

(3) ディプロマ・ポリシー

大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）は、医療技術の高度化、人口の高齢化に伴う社会的ニーズの増大及び生活の質を重視する価値観の広がり、人々の質の高いケア等に対応できる看護実践者の育成を行う。

このため、修了時まで以下の力を備えた学生に学位を授与する。

- ① 高度な専門知識と技術の向上開発を図る能力
現在及び将来の保健・医療・福祉分野におけるさまざまな課題を解決するために、研究や理論に裏付けられた高度な問題解決能力。

- ② 専門性の高い教育的能力
変革する保健医療福祉分野のチームのリーダー・教育者として、専門性の高い教育的能力。
- ③ 専門性と倫理観に基づいた研究能力
現在の看護学や看護実践をさらに発展させるための専門性と倫理観に基づいた実践能力と各専門分野における科学的探究能力。
- ④ 新しい課題にチャレンジできる能力
最新の研究や医療の動向に目を向け、新しい課題にチャレンジできる能力。
- ⑤ 文化的、社会的背景を踏まえた社会貢献能力

グローバル化する保健医療福祉における健康問題を見据え、国内外で広く社会に貢献できる能力。

(4) 大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例

在職しながらの修学を希望する学生に対し、大学院設置基準第 14 条では「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨規定されており、社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されている。

それを踏まえ、大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）において、在職しながらの修学を希望する者に対し、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例に基づく昼夜開講制による授業を、平成 15 年度より実施している。

教育方法の特例を受ける者は、指導教員と相談の上、授業及び研究指導を夜間や特定の期間又は時期に受講することができる。

7 学生支援

(1) ティーチング・アシスタント制度

大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の優秀な学生に対し、教育的配慮のもとに教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、学生の処遇の改善に資するとともに大学院教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るため、平成 12 年度より開始された。

(2) オフィス・アワー

大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の教員は、研究、学生生活、その他学生の要望する必要な事項について、学生と個別に相談、調整を行うオフィス・アワーを設定し、適宜対応している。

8 運営組織

本学の教育研究に関する重要事項は、教育研究評議会で決定するが、大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の教育研究に関する実質的な審議は、大学院修士課程教授会において行われる。

また、大学院修士課程教授会に特定の事項を調査又は検討する機関として、大学院修士課程部会を設置している。

(1) 教育研究評議会

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、附属図書館長、保健管理センター長、メディカルフォトリクス研究センター長、動物実験施設長、実験実習機器センター長及び学長が指名する職員 若干名をもって構成し、次の事項を審議している。

- ① 中期目標についての意見に関する事項（本学の経営に関するものを除く。）
- ② 中期計画及び年度計画に関する事項（本学の経営に関するものを除く。）
- ③ 学則（本学の経営に関するものを除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ④ 教員人事に関する事項
- ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位授与に関する方針に係る事項
- ⑧ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑨ その他本学の教育研究に関する重要事項

(2) 大学院修士課程教授会

大学院修士課程教授会は、学長及び大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の担当教授をもって組織し、次の事項を審議している。

- ① 授業科目、試験、単位認定、その他教育方

法に関する事項

- ② 入学、退学、休学、復学、懲戒、その他学生の身分に関する事項
- ③ 学生支援に関する事項
- ④ 修士課程修了及び学位授与に関する事項
- ⑤ その他大学院の教育研究に関する事項
- ⑥ 教育研究評議会から付託された事項

(3) 大学院修士課程部会

大学院修士課程部会は、理事（教育・国際交流担当）、看護学専攻から選出された大学院担当教授（准教授、講師を含む。）6名、事務局次長（教育・国際交流担当）及び学務課長をもって組織し、次の事項について、学長の諮問に答えるとともにその執行を行う機関である。

- ① 教育課程の編成及び授業に関すること。
- ② 学生の修学指導に関すること。
- ③ 入学、退学、休学等学生の身分に関すること。
- ④ 学生の支援に関すること。
- ⑤ 学位の授与に関すること。
- ⑥ その他大学院に関すること。